

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和5年9月4日（令和5年（行個）諮問第209号）

答申日：令和6年7月31日（令和6年度（行個）答申第63号）

事件名：本人が特定公共職業安定所に提出した離職理由異議申立書に対して特定事業所からの回答を記した文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「審査請求人が令和5年1月27日から3月1日までに特定公共職業安定所Aに提出した離職理由異議申立書に対して、特定クリニックからの回答（発言、文書）を記した文書一式」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和5年6月5日付け滋労発案0605第1号により滋賀労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

黒塗りばかりで、具体的に分らないので、全部開示をお願いします。

そもそも、利用目的が労働審判において証拠として提出するためだけではなく、6月下旬に私が滋賀労働局特定ハローワークにて私の離職票の離職理由異議申立書申請の際に、これまでの特定ハローワークと職業安定部と私への内容が確かな内容で行うためです。

特定ハローワークと職業安定部と私で矛盾が発生しては大問題になってしまいますので、大問題発生しないように、6月下旬に私が離職票の離職理由異議申立てを行うようにです。（略）

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

1 本件審査請求の経緯

- （1）審査請求人は、令和5年5月24日付け（同日受付）で処分庁に対し、法の規定に基づき、本件対象保有個人情報の開示請求を行った。
- （2）これに対して、処分庁が部分開示の原処分を行ったところ、審査請求

人はこれを不服として、同月 7 日付け（同日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分で不開示とした部分のうち、一部については新たに開示し、その余の部分については、不開示を維持することが妥当である。

3 理由

（1）本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、審査請求人が特定公共職業安定所 A にて行った離職理由にかかる異議申し立てについて、特定公共職業安定所 A から特定公共職業安定所 B に送付された補正依頼連絡票（特定整理（発議）番号 X，Y）及び補正依頼連絡票（特定整理（発議）番号 Y）の補正別紙及び補正回答の補足に記録された、審査請求人を本人とする保有個人情報である。

（2）不開示情報該当性について

本件対象保有個人情報の不開示部分には、特定所が特定事業所から聴取した確認請求に係る離職票の発行の経緯及び経緯に関する参考情報から把握できる内容が記載されている。

仮に、これらの情報が開示されることとなれば、事業所が確認請求に係る離職票の発行に関する率直な主張を行いにくくなることにより、事業所からの離職票発行に関する正確かつ詳細な情報の収集が阻害され、公共職業安定所から事業所に対する適切な指導が困難となるなど、雇用保険業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。このため、当該情報については、法 78 条 1 項 7 号柱書きに該当することから、不開示とすることが妥当である。

（3）新たに開示する部分について

別表の 2 欄の「新たに開示する部分」欄に記載する部分については、法 78 条 1 項各号に掲げる不開示情報に該当しないため、新たに開示することとする。

（4）審査請求人の主張について

審査請求人は審査請求の理由として、原処分が「黒塗りばかりで、具体的に分からない」と主張しているが、法 76 条に基づく開示請求に対しては、法 78 条 1 項各号に基づいて開示、不開示を判断しているものであり、審査請求人の主張は、本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のことから、本件審査請求については、原処分において不開示とした部分のうち、上記 3（3）で開示することとした部分については新たに

開示することとするが、その余の部分については、不開示を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|------------|---------------|
| ① 令和5年9月4日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同月20日 | 審議 |
| ④ 令和6年7月5日 | 審議 |
| ⑤ 同月25日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法78条1項7号柱書きに該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は不開示部分の開示を求めている。

これに対し、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、不開示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

別表の2欄に掲げる文書1、文書3及び文書4の不開示を維持する部分は、公共職業安定所が離職理由を判断する上で必要となる情報を、特定事業所の職員等から聴取を行った内容等である。

当該部分は、これを開示すると、事業所が離職理由に関する率直な主張を行いにくくなる等、事業所から離職時の状況に関する正確かつ詳細な情報の収集が阻害され、公共職業安定所が行う離職区分の判断の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法78条1項7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法78条1項7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別表 不開示情報該当性

1 文書番号， 文書名，頁数		2 原処分における不開示部分				
		該当箇所			法 7 8 条 1 項 各 号 該当性	
		原処分にお ける不開示 部分	新たに開示する部分	不開示を維 持する部分		
文書 1	補 正 依 頼 連 絡 票 (整 理 (発 議) 番 号 X)	1	・ < 具体的補正内 容記載欄 (離職票 交付の安 定所) > 枠内の 2 行目から 3 行目 ・ 手書き 部分すべ て	・ < 具体的補正内容記 載欄 (離職票交付の安 定所) > 枠内の 2 行目 1 文字目から 3 9 文字 目まで， 7 0 文字目か ら 7 9 文字目まで， 3 行目 ・ 同枠内手書き部分 3 行目 5 文字目から 7 文 字目まで， 4 行目 1 6 文字目から 2 0 文字目 まで及び 3 4 文字目か ら文字目まで， 5 行 目， 7 行目 2 1 文字目 から 2 4 文字目まで， 8 行目 1 文字目， 6 文 字目から 9 文字目まで	左欄を除く 不開示部分	7 号 柱 書 き
		2	・ < 具体的補正内 容記載欄 (離職票 交付の安 定所) > 枠内 2 行 目 1 3 文 字目から 6 2 文字 目まで ・ 手書き 部分すべ て	・ < 具体的補正内容記 載欄 (離職票交付の安 定所) > 枠内 2 行目 5 5 文字目から 6 2 文字 目まで 同枠外手書き部分 5 文 字目 ・ 同枠内手書部分すべ て	左欄を除く 不開示部分	7 号 柱 書 き
		3	・ < 具体的補正内 容記載欄 (離職票 交付の安 定所) > 枠内 3 行 目 4 0 文 字目から 4 7 文字	・ < 具体的補正内容記 載欄 (離職票交付の安 定所) > 枠内 3 行目 4 0 文字目から 4 7 文字	左欄を除く 不開示部分	7 号 柱 書 き

			交付の安 定所) > 枠内 3 行 目 8 文字 目から 4 7 文字目 まで、 4 行目から 6 行目ま で	目まで、 4 行目 5 9 文 字目から 6 7 文字目ま で、 5 行目 6 6 文字目 から 7 5 文字目まで、 6 行目 2 8 文字目から 3 4 文字目まで		
文書 3	補 正 別 紙 (整 理 (発 議) 番 号 Y)	5	・ 3 行目 から 1 6 行目まで ・ 1 7 行 目 1 文字 目から 5 文字目ま で ・ 1 8 行 目から 2 3 行目ま で ・ 2 5 行 目から 3 1 行目ま で ・ 3 3 行 目から 3 4 行目ま で ・ 手書き メモ部分	・ 3 行目から 4 行目ま で ・ 5 行目 1 文字目から 4 文字目まで及び 2 2 文字目から 4 1 文字目 まで ・ 6 行目から 7 行目ま で ・ 8 行目 1 文字目から 2 0 文字目まで及び 3 3 文字目から 4 2 文字 目まで ・ 9 行目 ・ 1 0 行目 1 文字目か ら 3 4 文字目まで ・ 1 1 行目 4 文字目か ら 4 2 文字目まで ・ 1 2 行目 1 文字目か ら 1 7 文字目まで ・ 1 3 行目 2 0 文字目 から 2 8 文字目まで ・ 1 4 行目 1 文字目か ら 5 文字目まで ・ 1 8 行目 ・ 1 9 行目 3 文字目か ら 7 文字目まで ・ 2 0 行目 1 5 文字目 から 1 9 文字目まで ・ 2 1 行目 1 5 文字目 から 1 9 文字目まで ・ 2 3 行目 1 0 文字目 から 1 4 文字目まで ・ 2 6 行目 2 0 文字目 から 2 3 文字目まで及	左欄を除く 不開示部分	7 号 柱 書 き

				び 3 5 文字目から 4 0 文字目まで ・ 2 7 行目 1 文字目から 2 文字目まで及び 3 9 文字目から 4 0 文字目まで ・ 2 8 行目 1 文字目から 8 文字目まで ・ 3 0 行目 1 4 文字目から 2 1 文字目まで ・ 3 1 行目 2 6 文字目から 2 7 文字目まで ・ 3 3 行目 1 文字目から 1 8 文字目まで及び 2 1 文字目から 2 2 文字目まで ・ 3 4 行目 2 2 文字目から 2 5 文字目まで (行数は手書き部分を除く)		
文書 3	補 正 別 紙 (整 理 (発 議) 番 号 Y)	6	全部不開示	・ 4 行目 1 0 文字目から 1 1 文字目及び 2 8 文字目から 3 3 文字目 ・ 5 行目 ・ 8 行目 3 0 文字目から 3 3 文字目 ・ 9 行目 5 文字目から 1 2 文字目 (行数は手書き部分を除く)	左欄を除く 不開示部分	7 号 柱 書 き
文書 4	補 正 回 答 の 補 足	7	1 行目以外	・ 3 行目 ・ 4 行目 1 文字目から 2 0 文字目まで及び 2 3 文字目から 2 6 文字目まで ・ 7 行目 7 文字目から 1 1 文字目まで及び 1 4 文字目から 2 2 文字目まで ・ 9 行目 8 文字目から 3 6 文字目まで ・ 1 0 行目 2 0 文字目から 2 6 文字目まで ・ 1 1 行目 1 0 文字目	左欄を除く 不開示部分	7 号 柱 書 き

			から 26 文字目まで ・ 12 行目 9 文字目から 40 文字目まで ・ 13 行目 1 文字目から 10 文字目まで及び 13 文字目から 41 文字目まで ・ 14 行目から 16 行目まで ・ 17 行目 1 文字目から 37 文字目まで及び 40 文字目から 41 文字目まで ・ 18 行目 ・ 19 行目 1 文字目から 8 文字目, 11 文字目から 28 文字目まで及び 31 文字目から 39 文字目まで ・ 20 行目 11 文字目から 36 文字目及び 39 文字目から 41 文字目まで ・ 21 行目 1 文字目から 4 文字目及び 26 文字目から 37 文字目まで ・ 22 行目 ・ 23 行目 1 文字目から 19 文字目まで及び 22 文字目から 40 文字目まで ・ 24 行目から 25 行目まで ・ 26 行目 1 文字目から 36 文字目まで及び 39 文字目から 41 文字目まで ・ 27 行目から 29 行目まで ・ 30 行目 1 文字目から 14 文字目まで及び 17 文字目から 40 文字目まで	
--	--	--	--	--

				・ 3 1 行目から 3 4 行 目まで		
--	--	--	--	-------------------------	--	--